

# 仕 様 書

## 1. 件 名

東京都立大学（日野キャンパス）6号館通信ケーブル敷設作業委託（R4・5）

## 2. 履行期間

契約締結の日から令和5年6月30日まで

## 3. 履行場所

東京都日野市旭が丘六丁目6番地 東京都立大学日野キャンパス

## 4. 作業内容及び想定スケジュール

日野キャンパス2号館（以下「2号館」という。）から2023年3月竣工予定の日野キャンパス6号館（以下「6号館」という。）までの建屋間及び6号館内の通信ケーブル敷設作業を行う。

なお、下記、図1「想定スケジュール」に記載のとおり、2号館から6号館までの建屋間配線は2023年2月から3月まで、6号館内の配線は2023年4月から6月までに実施すること。

<図1 想定スケジュール>

2023年					
1月	2月	3月(6号館竣工予定)	4月	5月	6月
契約締結					
	計画策定				
		設計・敷設・試験(2-6号館)			
			設計・敷設・試験(6号館)		

## 5. 支払方法

本業務の支払方法は、以下のとおり、各業務の履行検査合格後、適正な請求書が提出されてから60日以内に支払うものとする。

(1) 1回目：契約締結の日から2023年3月31日までの業務

本業務の計画策定、2号館から6号館までの建屋間配線に係る設計、敷設及び試験

(2) 2回目：2023年4月1日から2023年6月30日までの業務

6号館内配線における設計、敷設及び試験

## 6. 基本事項

受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、速やかに本学担当者及び本学担当者が指定す

る者（以下「本学担当者等」という。）と詳細に協議を行い、取組体制表及び作業スケジュールを記載した業務計画書を作成の上、本学担当者の承認を受けて、業務を進めるものとする。

- (1) 取組体制表には、本業務の従事者、その役割及び連絡先を記載し、提出すること。また、業務を履行する上での統括責任者のほか、必要な担当従事者を配置すること。
- (2) 業務計画書は、契約期間中の取組内容、作業工程、スケジュール等が分かるように作成すること。また、業務計画書を変更する必要があるときは、本学担当者等の承認を得た上で変更し、変更後の業務計画書を速やかに作成・提出すること。  
なお、業務計画書の作成に当たっては、本学が別途契約する「東京都立大学（日野キャンパス）ネットワーク機器設置委託（R4・5）」の担当者と調整及び協議すること（件名は変更される可能性がある）。
- (3) 進捗管理、問題解決等の窓口は統括責任者を介し一本化すること。
- (4) 受託者は、契約締結後、本学が提供する関係資料や本学担当者等との随時協議を行い、本業務の趣旨及び目的等について十分理解をした上で業務を進めること。協議は、原則として本学が指定した場所において行うこと。
- (5) 本業務のために必要となる関係官公庁等への諸届に関する手続きは、受託者が迅速に処理すること。
- (6) 本業務を履行するにあたって本学が貸与する建屋の図面、データ及び資料等（以下、「資料等」という。）については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 本学が保有する資料のうち、本業務に必要と認められるものは、受託者に無償でこれを貸与する。

イ 資料等を複写または転写する必要がある場合は、事前に本学担当者等の承認を得ること。また、それらは業務完了後、裁断するなど他に漏洩することのないよう適切に処分すること。

ウ 資料等については、受託者は万全の注意をもって保管することとし、業務完了後、貸与品を速やかに本学に返還すること。

- (7) 以下に本業務の履行期間と履行期間が重複する予定の契約予定案件を示す。これら契約予定案件の物品搬入や工事等の際には、必要に応じて工程の作成に協力すること。  
なお、件名は変更される可能性がある。

ア 東京都立大学（日野キャンパス）6号館ネットワーク機器設置委託（R4・5）

イ 東京都立大学（日野キャンパス）6号館什器類の買入れ（R4・5）

ウ 東京都立大学（日野キャンパス）6号館AV機器の買入れ（R4・5）

- (8) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度本学担当者等と協議の上、決定する。

(9) 契約金額には、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

(10) 本学は、受託者に対しての業務の実施状況等について報告を受け、または説明を求める等の措置ができるものとする。

## 7. 適用範囲

①本仕様書は、「東京都立大学（日野キャンパス）6号館通信ケーブル敷設作業委託（R4・5）」に適用する。

②本仕様書の他、東京都電気設備工事標準仕様書(最新版)に準拠して行う。

## 8. 事前調査

受託者は、作業に先立ち、現場の状況を十分に把握して作業工程を勘案し、騒音等による影響を最小限に留めるよう努力すること。

## 9. 現場管理

①作業にあたっては、施設等を損傷しないよう十分注意して行うこと。万一損傷した場合は受託者の負担で原形に復旧すること。復旧方法においては本学の指示に従うこと。使用する機器は、低騒音・低振動型機器を選定するよう努めること。

②作業に関係のない建物には入らないこと。

## 10. 安全の確保

①受託者は、作業に際し、「労働安全衛生法」及び関連法規に基づき、作業及び第三者の安全を確保すること。

②高所作業においては、足場の確保や、安全帯の使用などを作業員に徹底し、使用工具等は十分に整備されたものを使用し、災害防止に努めること。

③すべての作業において危険防止のため、作業エリアをカラーコーン、トラバー等で区画し、「作業中により立入禁止」等の案内を必ず掲示すること。

## 11. 通信ケーブルの規格及び敷設

以下に通信ケーブルの規格及び敷設の概要を示す。敷設作業に必要な部材の調達および関連工事との協議、養生や新設ケーブルの保護なども含むものとする。敷設の詳細については「6号館NW構成図」、「建屋間配線用図面（2-6号館）」、「6号館NW系統図」及び「6号館情報コンセント構成図」を参照すること。

(1) 建屋間配線には、10Gbイーサネットに対応した24芯以上のシングルモード光ケーブルを用いること。

ケーブルのコネクタは、接続するスイッチのモジュール又はスプライスユニットに対応するものを用意すること。

(2) 6号館フロア間配線（縦系統）には、10Gbイーサネットに対応したマルチモード光ケーブル

を用いること。

ケーブルのコネクタは、接続するスイッチのモジュールに対応するものを用意すること。

- (3) 6号館フロア配線（横系統）には、10GBASE-Tに対応したUTPケーブルを用いること。
- (4) 2号館203サーバ室内に、建屋間配線に使用する光ケーブルを収納するためのスプライスユニットを、同室内の本学が指定する19インチラックに設置すること。
- (5) 6号館1階EPS内に、建屋間配線に使用する光ケーブルを収納するためのスプライスユニット及びスプライスユニットを収納するための19インチハーフラック（24U）を設置すること。19インチハーフラック（24U）設置の際は、転倒防止対策を講じること。
- (6) 6号館1階サーバ室（1）及び（2）室内に、HUB収納ボックスを設置すること。設置方法は床置きとする。また、設置の際は転倒防止対策を講じること。
- (7) 6号館2階から4階の各階EPS内に、HUB収納ボックスを設置すること。設置方法は床置きとする。また、設置の際は転倒防止対策を講じること。
- (8) 6号館2階208室EPS内に16ポート以上の1000BASE-T対応スイッチングハブ及びスイッチングハブを収納するHUB収納ボックスを設置すること。設置方法は床置きとする。また、設置の際は転倒防止対策を講じること。
- (9) 6号館に設置するミドルスイッチ及びエッジスイッチは、別途本学が調達する。
- (10) シングルモード光ケーブルを、2号館203サーバ室L3スイッチから同室スプライスユニット、光ケーブル用配管、6号館1階EPSスプライスユニットを経由して、6号館1階EPSミドルスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (11) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館1階EPSエッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (12) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館1階サーバ室（1）エッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (13) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館1階サーバ室（2）エッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (14) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館2階EPSエッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (15) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館3階EPSエッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (16) 6号館1階EPSミドルスイッチから、2芯マルチモード光ケーブル2本を6号館4階EPSエッジスイッチまで配線し、本学担当者が指定したポートに接続すること。
- (17) 6号館1階サーバ室（1）・（2）エッジスイッチを除く各階エッジスイッチから、各階の各部屋へUTPケーブルを配線すること。UTPケーブルの端末はRJ-45コネクタまたはRJ-45ソケットを用いた埋め込み型1個口の情報コンセント化処理すること。使用するRJ-45コネクタ及びRJ-45ソケットは意匠性に配慮した製品を選定すること。情報コンセントの設置箇所及び設置個数は「6号館情報コンセント構成図」を参照すること。
- (18) 別途本学が設置する6号館各階EPS内のPoEスイッチから、別途本学が設置する無線AP用のUTPケーブルを配線すること。UTPケーブルの端末はRJ-45ソケットを用いた埋め込み型1個

口の情報コンセント化処理すること。使用する RJ-45 コネクタ及び RJ-45 ソケットは意匠性に配慮した製品を選定すること。情報コンセントの設置箇所及び設置個数は「6号館情報コンセント構成図」を参照すること。

- (19) 6号館1階のクリーンルーム及びイエロールームはクリーン度が保たれた状態での作業となるため、ケーブルの敷設・成端処理をする際は、ルーム内の汚染防止のために、必要な措置を講じること。
- (20) 敷設するケーブルについては、両端に接続先ポート番号等のラベル表示を行うこと。
- (21) 本設備に必要な電源については、既存の電源を使用すること。
- (22) ケーブルの敷設に当たり、天井裏、ケーブルラック等で隠ぺいすること。  
また、ケーブルは系統ごとに一まとめとし、支持物の上に整然と配線すること。
- (23) 配線や設置に当たり防火区画等に施工をする場合は、国交省認定工法で施工すること。既存防火区画の補修の場合についても同様とする。

## 12. 試験

- (1) 事前に試験計画書を作成し、本学担当者に承認を得ること。
- (2) 敷設したケーブルにおいて、試験を実施し全て合格であること。
- (3) 試験計画書に従い、試験を実施し、全て合格であること。
- (4) 試験した結果は試験結果報告書として本学担当者に提出すること。

## 13. 納品物件

次の成果物を印刷物及び電子媒体にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式は、図面については CAD ソフトを用いて作成し DXF ファイル形式及び PDF ファイル形式で納品すること。その他の成果物については本学担当者と調整すること。

<表 1> 納品物件一覧

分類	納品物件	数量	提出期限
着手/完了届	委託着手届	1 部	履行開始前
	委託完了届	1 部	履行完了後
計画	取組体制表	2 部	契約締結後、速やかに
	業務計画書	2 部	契約締結後、速やかに
完成図書	屋外設備配線図（平面図）	2 部	履行期限まで
	構内配線図（通信・情報設備空配管図）	2 部	履行期限まで
	作業写真	2 部	履行期限まで
試験	試験計画書	2 部	履行期限まで
	試験結果報告書	2 部	履行期限まで

## 14. 納入物件の帰属

納入物件一覧に指定する作成物の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は本学に帰属する。
- (2) 本学は、著作権法第 20 条（同一性の保持権）第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件の改変を行うことができるものとする。

## 15. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、本学の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「東京都立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「東京都立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 16. 環境により良い自動車利用

本業務の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 17. その他

- (1) 本事業を円滑に推進するため、事業の実施方針や進め方等について、本学と十分に調整を図るとともに、本学から申し出があった場合には、速やかに本業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 本仕様の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議の上、解決を図ること。  
なお、本委託の性質上当然必要なことは、本学担当者等の指示に従い作業すること。

### 【担当】

東京都立大学 日野キャンパス  
管理部管理課庶務係 企画担当  
担当者名：新谷、松本

E-mail : h-shisetsu@jmj.tmu.ac.jp

電話番号：042-585-8609

## 東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

### (基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

### (資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

### (記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

### (再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。